

フランスにおける金利オプションの会計処理

村 上 宏 之

I はじめに

現在のところ、フランスの商事会社が行う金利オプションの会計処理を明示している会計基準として、次の二つを挙げることができる。

- ① 1999年 PCG (Plan comptable général, プラン・コンタブル・ジェネラル)¹⁾
- ② 1987年 CNC (Conseil national de la comptabilité, フランス国家会計審議会) 意見書32号「金利オプションの会計処理」(Avis n°32 : Comptabilisation des options de taux d'intérêt)²⁾

CNC が作成する PCG および CNC 意見書それ自体は、強制力を有しない文書にすぎない³⁾が、CRC (Comité de la réglementation comptable, フランス会計規制委員会) の規則(règlements)によって法的強制力が付与される。上記のうち①1999年 PCG は、CRC 規則 99 - 03 号によって法的強制力が付与されており、すべての自然人および法人に適用される (PCG 110 - 1 条 1 項)。②CNC 意見書32号は、意見書29号「MATIF(パリ金融先物取引所)で行われる取引の会計処理」(Avis n°29 : Comptabilisation des opérations réalisées sur le marché à terme d'instruments financiers (MATIF))⁴⁾とともに、1999年 PCG に組み込まれている (372 - 1 条 - 372 - 3 条)。

1999年 PCG は、MATIFで行われる取引および金利オプションの会計処理だけを規定しているにすぎない。したがって、他のデリバティブ取引(先物為替予約, FRA(金利先渡契約), エクイティオプション, 通貨オプション, キャップ, フロア, カラー, 金利スワップ, 通貨スワップ等)の会計処理については、

実務上、このPCGの規定が類推適用される⁵⁾。

本稿は、フランスの商事会社が行う金利オプションの会計処理の規定と事例を概観することによって、フランスにおける金利オプションの会計処理の現状とその特徴を明らかにしようとするものである。

II ヘッジ規準

PCGは、金利オプションと金融先物取引を区分せずに、両者を同一条項で定めている（372-1条-372-3条等）。

PCG（372-2条1項）によると、取引がヘッジに適格であるためには、当該取引は次の四つの規準すべてに適合しなければならない⁶⁾。

① ヘッジ対象に影響を及ぼす価値変動リスクの低下

購入または売却される先物契約または金利オプションは、ヘッジ対象または同質な対象全体に影響を及ぼす価値変動リスクを低下させることになること。

この規準は、ヘッジ取引の目的がヘッジ対象に影響を及ぼす価値変動リスク（金利リスク、資本減価リスク、為替リスク等）を低下させることにあることを明確にする⁷⁾。

② ヘッジ対象の特定化

ヘッジ対象は、資産、負債、既存のオフバランス契約、または、取引が明確に確定され、履行される可能性が十分に高い場合にはオフバランス契約において未だ具体化されていない将来の取引であること。

この規準は、ヘッジ対象が資産、負債、既存のオフバランス契約またはオフバランス契約において履行される可能性が十分に高い将来の取引に限定されることを明示する。なお、履行される可能性は、ケース・バイ・ケースで、客觀性および検証可能性の規準から評価されなければならない⁸⁾。

③ リスクの識別

ヘッジすべきリスクの識別は、他の資産、負債およびオフバランス契約

を考慮した後に行われること。

この規準の目的は、いくつものヘッジが累積することを避け、ヘッジすべき対象を明確に識別することにある。⁹⁾

④ ヘッジ対象の価値変動とヘッジ手段の価値変動との相関

ヘッジ対象の価値変動とヘッジ手段としての先物契約の価値変動または金利オプションに関しては原資産 (instrument financier sous-jacent) の価値変動との間で、相関が確認されること。なぜなら、リスクの低下は、ヘッジ対象にかかる起こりうる損失とヘッジ手段として取り引きした先物契約または購入したオプションにかかる利得との間で先驗的に行われる全体的または部分的な相殺から生じるからである。

この規準は、ヘッジ取引の目的がヘッジ対象に影響を及ぼすリスクを低下させることにある限り必要なものであり、ヘッジ対象の価値変動とヘッジ手段の価値変動との負の相関をより正確に検証しなければならないことを明確にする。¹⁰⁾

ヘッジの適格性は、上記相関が確認されうる同質な資産、負債、オフバランス契約の全体のみに適用される。¹¹⁾ したがって、これら四つのヘッジ規準すべてに適合しない取引は、その他の取引（投機取引またはヘッジ規準に適合しない取引）とみなされる。

なお、オプションの売り手によって行われる取引は、例外的な場合に限り、ヘッジに適格である（PCG 372 - 2 条 2 項）。

ところで、用いられるヘッジが金額、期間および相関の点で不完全な場合は、この不完全ヘッジは残余利得または損失を生じさせる。残余損益が重要なときには、ヘッジ対象の価値変動とヘッジ手段の価値変動との間で当初確認された相関が再検討されなければならない。その結果、当初ヘッジ手段として適格であった契約は、不適格となり、すべてその他の取引（ヘッジ取引以外の取引）として処理されなければならない。しかし、このヘッジ手段の不適格性は、次の二つのケースには適用されない。¹²⁾

- ① デリバティブ（または一連の契約）の一部のみがヘッジとして用いられているケース

この場合は、ヘッジされている部分はヘッジ取引として処理され、ヘッジされていない部分はその他の取引として処理される。

- ② ヘッジが一定の期日または期間のポジションをヘッジするために用いられているケース

この場合は、ヘッジ期間にわたり、ヘッジ対象の価値変動額とは切り離された一時的な価値変動額が認識される。

III 契約上の名目価値の処理

各デリバティブ契約は、金利、為替レートまたは上場相場の適用基礎として役立つ名目価値に関係する。ある契約については、この名目価値は契約満期日の実際の支払額と一致する（例えば、先物契約）。また、他の契約については、この名目価値は金利または為替レートの相違の算定基礎だけに役立つ（例えば、FRA、金利スワップ、キャップ、フロア、カラー）¹³⁾

どのような場合でも、契約締結日において、契約上の名目金額は、オフバランス契約にかかわるものであるので、貸借対照表上、表示されない（PCG 372-1条1項）。その代わりに、重要なすべての契約について、情報は附属説明書（annexe）に記載されなければならない（PCG 372-1条2項）。

この情報を提供するために、契約上の名目金額は備忘記録として勘定80「契約」（Engagements）の下位勘定に記入される（PCG 448条80号）。また、この勘定への記入は、リスクに直面する企業のポジションを跡付けるためにも不可欠である。¹⁴⁾

契約にかかる価値変動額は、その取引がヘッジ取引であるか、その他の取引であるかによって、異なる方法で処理される（PCG 372-1条3項）。

IV 金利オプションの会計処理

「オプション」とは、予め定められた価格で、一定の期日までに（アメリカンタイプ）または満期日に（ヨーロピアンタイプ），金融商品の一定量を購入する権利（コールオプション）または売却する権利（プットオプション）を買い手に与えるものであって、義務を与えるものではない。オプションの買い手がその権利を行使する場合は、オプションの売り手はその義務を履行しなければならない。¹⁵⁾

「金利オプション」(options de taux d'intérêt)とは、オプションプレミアム（オプション購入価格）の支払いによって、予め定められた金利（行使金利）で、一定期間（オプション期間）中に、一定の金額を買い手が借り入れる（または貸し付ける）権利をいう。オプションの売り手は、契約締結日にプレミアム（買い手が支払ったオプション購入価格）を受け取る。

例えば、資金調達を行うときに、オプション期間中（「ヨーロピアンタイプ」のオプションでは満期日）に市場金利がオプション金利（行使金利）を上回っている場合は、買い手はその権利を行使する（そのとき、借入コストはオプション金利にプレミアムを加算した額に等しくなる）。逆の場合には、買い手はその権利を放棄（解約）する（そのとき、借入コストは市場金利にプレミアムを加算した額と等しくなる）。金利オプション契約は確定的かつ明確であり、買い手がその権利を行使する場合には売り手はオプション金利で資金を貸し付け（または借り入れ）なければならない。

金利コールオプションの購入は、将来生じうる金利低下リスクに備えるために行われる。これに対し、金利プットオプションの購入は、将来生じうる金利上昇リスクに備えるために行われる。

金利オプションは、組織された市場または店頭で取り引きされる。¹⁶⁾

1 ヘッジ取引

(1) 組織された市場で取り引きされる金利オプション

組織された市場において買い手（または例外的に売り手）によって行われるヘッジ取引の会計処理について、PCG（372-2条4項-6項および445条52号）は次のように規定している。

- ① ヘッジに適格なオプション購入取引は、それ自体、当初から会計上識別、処理され、当該取引終了日までこの適格性を保持する（ただし、ヘッジ対象が当該取引終了日前に消滅しない限り、あるいは、当該取引の価値変動とヘッジ対象の価値変動との相関が検証される限り）。
- ② 組織された市場で確証されるオプションの価値変動額（未実現損益）は、勘定52「現金性金融商品」（instruments de trésorerie）という仮勘定（compte d'attente）に記入される。
- ③ 取引開始日からの価値変動累計額（実現損益）は、ヘッジ対象の残余期間にわたって、ヘッジ対象にかかる収益または費用の会計処理方法と対称的な（symétrique）方法によって、損益計算書に記載される。
- ④ ヘッジ対象が消滅するときは、消滅日までに勘定52「現金性金融商品」に記入されたオプションの価値変動額はすべて損益計算書に記載され、また、ヘッジ取引が終了していない場合にはこの取引にかかる後の変動額はその他の取引（ヘッジ取引以外の取引）として処理される。
- ⑤ ヘッジ対象が決算日に取得原価またはこれよりも時価が低い場合に時価で評価されるときは、勘定52「現金性金融商品」に記入されたオプションの価値変動累計額（未実現利得または実現利得）は減価引当金の算定から除外される。

また、「現金性金融商品」は、貸借対照表上、資産の部「有価証券」の後、または、負債の部「前受収益」の前に、区分記載されなければならない（PCG 521-1条、521-2条および523-1条）。

すべてのオプション市場では、MATIF¹⁷⁾とは異なり、売り手のみが証拠金

システムの対象となっている（証拠金の会計処理は、MATIF の場合と同一である）¹⁸⁾

コールオプションとプットオプションのいずれであっても、ヘッジ取引として組織された市場で購入した金利オプションは、次のように会計処理される（買い手側）¹⁹⁾

- ① オプションを購入したときは、支払ったオプションプレミアム額（オプション購入価格）は、費用を構成せず、勘定 52 「現金性金融商品」の借方に記入される。
- ② オプションを行使したときは、行使日のオプション価格と勘定 52 「現金性金融商品」の残高（オプション購入価格）にオプション行使価格を加算した額との差額は、勘定 668 「その他の財務費用」または勘定 768 「その他の財務収益」に記入される（ヘッジ対象の残余期間にわたる配分対象となる）。

原資産の引き渡しを伴う場合は、勘定 52 「現金性金融商品」の残高（オプション購入価格）は、①オプション行使価格（債券購入価格）に加算され、当該資産の取得原価を構成する²⁰⁾か、②勘定 668 「その他の財務費用」に振り替えられる（ヘッジ対象の残余期間にわたる配分対象となりうる）。

- ③ オプションを転売したときは、オプション売却価格と勘定 52 「現金性金融商品」の残高（オプション購入価格）との差額は、勘定 668 「その他の財務費用」または勘定 768 「その他の財務収益」に記入される（ヘッジ対象の残余期間にわたる配分対象となる）。
- ④ オプションを解約（権利放棄）したときは、勘定 52 「現金性金融商品」の残高（オプション購入価格）は勘定 668 「その他の財務費用」の借方に振り替えられる。
- ⑤ 決算日にオプションを継続しているときは、オプションの価値変動額は、未実現利得の場合は借方：勘定 52 「現金性金融商品」、貸方：勘定 471 「仮勘定」(compte d'attente) に、また、未実現損失の場合は借方：勘定 471

「仮勘定」、貸方：勘定52「現金性金融商品」に記入される。なお、取引終了日以後、オプションにかかる損益の認識はヘッジ対象にかかる損益の会計処理方法と対称的な方法によって行われる。

MATIFで行われるヘッジ取引では、買い手と売り手が証拠金システムの対象となり、想定元本契約を日々値洗いする結果生じる価値変動額を現金性金融商品勘定に記入していく。²¹⁾これに対し、金利オプションのヘッジ取引では、売り手のみが証拠金システムの対象となり、買い手はオプション購入時にはオプション購入価格を、決算日にはオプション価値変動額を現金性金融商品勘定に記入していく。このように、MATIFで行われるヘッジ取引と金利オプションのヘッジ取引では会計処理が異なるところがある。しかし、いずれの場合でも、取引終了日以後ヘッジ手段にかかる損益の認識はヘッジ対象にかかる損益の会計処理方法と対称的な方法によって行われ、²²⁾時価評価されているヘッジ手段にかかる損益または未実現損益をヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる繰延ヘッジ会計によっている。

事例1：組織された市場における金利オプションを用いた借入金の金利リスクのヘッジ取引

フランスの会社F社は、N年12月1日に、総額20,000,000EURを借入期間4年、固定金利（利息支払日：毎年11月30日）で借り入れた。

会社は、数ヶ月後の金利低下を懸念して、同日、満期日N+1年3月31日、行使価格110で、想定元本契約（contrat notionnel）にかかるコールオプションを40（1契約につき契約上の名目価値は500,000EUR）買い建てる。プレミアムの額は、1%である。²³⁾

なお、決算日は12月31日である。

(a) 取引開始日：N年12月1日

オプション取引開始に当たり、契約上の名目金額を契約会計（comptabilité d'engagement）において記帳する²⁴⁾とともに、支払ったプレミアムの総額

200,000 EUR [500,000 × 40 × 1%] を記帳する（ただし、本事例では、プレミアム構成要素（時間価値および本源的価値）を区分記帳しない）。

また、同日、借入金が記帳される（この仕訳は省略する）。

N年12月1日

8028 8092	受け取った金利オプション契約 金利オプション契約見返り コールオプション買い建て契約の受け取り (500,000 × 40)	20,000,000	20,000,000
--------------	---	------------	------------

注) この記入は、取引終了日に反対仕訳される。

52 512	現金性金融商品 銀行預金 オプションプレミアムの支払い	200,000	200,000
-----------	-----------------------------------	---------	---------

(b) 事業年度Nの決算日：N年12月31日

N年12月31日に、金利が低下し、想定元本相場は112に高騰していた。この金利変動の結果、オプション価値は2.5%になった。したがって、12月31日のオプション契約にかかる認識された未実現利得は、300,000 EUR [500,000 × 40 × (2.5 - 1)%] になる。

また、同日、借入金にかかる未払利息が計上される（この仕訳は省略する）。

N年12月31日

52 47	現金性金融商品 仮勘定 金利オプションにかかる未実現利得	300,000	300,000
----------	------------------------------------	---------	---------

注) この記入は、洗替方式によって、翌事業年度の期首の日付で反対仕訳を通じて振り戻される。

(c) 取引終了日：N+1年2月28日

会社は、N+1年2月28日に、反対取引を行って（コールオプションを転売して）、そのポジションを終了する。想定元本契約の取引相場は113であった。

会社が実現する利得は600,000 EUR [500,000 × 40 × (113 - 110)%] であ

るが、この額からオプション購入価格(取引開始日に支払ったプレミアムの額)200,000 EUR が差し引かれる。

また、同日、契約会計にかかる記帳は反対仕訳される(この仕訳は省略する)。

N+1年2月28日

512	銀行預金	600,000	
52	現金性金融商品		200,000
768	その他の財務収益		400,000
	金利オプションにかかる実現利得		

(d) 事業年度 N+1 の決算日 : N+1 年 12 月 31 日

会社は、N+1年11月30日に、借入金にかかる利息の支払いを行う(この仕訳は省略する)。

上記利得400,000 EUR は、ヘッジ対象の残余期間にわたり配分される。取引終了日後において借入残余期間は3年9カ月(45カ月)であり、事業年度 N+1 の決算日までは10カ月であるので、事業年度 N+1 の利得は 88,889 EUR [400,000 × 10/45] となる(ヘッジ対象の残余期間にわたって、ヘッジ手段にかかる実現損益を時間に比例して配分する方法による²⁵⁾)。したがって、N+1年12月31日に、ヘッジ手段にかかる実現利得から事業年度 N+1 の利得を差し引いた残高が次期以降に繰り延べられる。

また、同日、借入金にかかる未払利息が計上される(この仕訳は省略する)。

N+1年12月31日

768	その他の財務収益	311,111	
487	前受収益		311,111
	ヘッジ対象の期間にわたる実現利得の配分		
	(400,000 - 88,889)		

(2) 店頭市場で取り引きされる金利オプション

金利オプションについて、CNC 意見書 32 号ではヘッジ取引は店頭取引によっても行われる²⁶⁾ とされているが、同意見書でも PCG でもこの場合の会計

処理については何も定められていない。しかし、店頭市場で行われるヘッジ取引にも、組織された市場で行われるヘッジ取引と同一の会計処理が適用されると解されている²⁷⁾。

したがって、ヘッジ取引の場合は、取引が組織された市場で行われるものであるか、店頭市場で行われるものかにかかわらず、会計処理は同一である。

2 ヘッジ取引以外の取引

(1) 組織された市場で取り引きされる金利オプション

コールオプションとプットオプションのいずれであっても、PCG(372 - 3条1項)によると、ヘッジ取引以外の取引として購入した金利オプションで組織された市場で確証されるオプションの価値変動額は、決算日に、損益計算書上、財務費用または財務収益として記載される(時価評価基準(*règle d'évaluation à valeur de marché*)の適用)。

このために、決算日に、オプションの価値変動額は、未実現利得の場合は借方：勘定52「現金性金融商品」、貸方：勘定768「その他の財務収益」に、また、未実現損失の場合は借方：勘定668「その他の財務費用」、貸方：勘定52「現金性金融商品」に記入される²⁸⁾。

事例2：組織された市場における金利オプションを用いた投機取引

事例2では、前記事例1を投機取引に変更して、オプションを転売することによって取引を終了する。他の条件は、事例1と同一である²⁹⁾。

本事例では、事業年度Nの決算日の会計処理を取り上げたい。

事業年度Nの決算日：N年12月31日

会社は、オプションの価値変動額を記帳しなければならない。組織された市場で行われる投機取引の場合は、未実現利得300,000 EURは収益として計上される。

N年 12月 31日

52	現金性金融商品	300,000	
768	その他の財務収益 金利オプションにかかる未実現利得		300,000

注) この記入は、洗替方式によって、翌事業年度の期首の日付で反対仕訳を通じて振り戻される。

(2) 店頭市場で取り引きされる金利オプション

コールオプションとプットオプションのいずれであっても、ヘッジ取引以外の取引として店頭市場で購入した金利オプションの決算日の会計処理について、PCG(372-3条2項-4項および444条47号)は次のように規定している。

- ① 店頭取引のときに確証されるオプションの価値変動額は、一時勘定(*comptes transitoires*)として、未実現損失に対応する価値変動額については貸借対照表資産の部に、未実現利得に対応する価値変動額については貸借対照表負債の部に記載される。
- ② 未実現利得は、当該事業年度の損益を構成しない。
- ③ 店頭取引全体について未実現損失が生じるときは、未実現損失に対して金融リスク・費用引当金(危険引当金)が設定される。

したがって、決算日には、オプションの価値変動額は、未実現利得の場合は借方：勘定52「現金性金融商品」、貸方：勘定471「仮勘定」に、また、未実現損失の場合は借方：勘定471「仮勘定」、貸方：勘定52「現金性金融商品」に記入される。さらに、慎重性の原則(*principe de prudence*)にしたがって、店頭取引全体にかかる未実現損失(未実現利得と相殺した後の残額)に対して危険引当金が設定され、借方：勘定6865「金融リスク・費用引当金繰入」、貸方：勘定151「危険引当金」の下位勘定(勘定1513「先物市場取引損失引当金」)に記入される。

なお、未実現損失は、オプション売却のケースだけではなく、オプション購入のケースでも生じうる。オプション購入のケースでは、決算日においてオプション行使しない可能性が高いときにはプレミアム支払額が未実現損失にな

るので、未実現損失はプレミアム支払額に限定される³⁰⁾

事例3：店頭市場における金利オプションを用いた投機取引

事例3では、前記事例1を店頭市場で行われる投機取引に変更して、オプションを転売することによって取引を終了する。他の条件は、事例1と同一である。³¹⁾

本事例では、事業年度Nの決算日の会計処理を取り上げたい。

事業年度Nの決算日：N年12月31日

会社は、オプションの価値変動額を記帳しなければならない。店頭市場で行われる投機取引の場合は、未実現利得300,000EURは仮勘定に計上される。

N年12月31日

52	現金性金融商品	300,000	
47	仮勘定		300,000
	金利オプションにかかる未実現利得		

注) この記入は、洗替方式によって、翌事業年度の期首の日付で反対仕訳を通じて振り戻される。

V 結びにかえて

フランスにおける金利オプションの会計処理の現状とその特徴を要約することで結びとしたい。

① デリバティブ取引の会計処理について、PCGはMATIF（パリ金融先物取引所）で行われる取引および金利オプションの会計処理のみを規定している。PCGによる会計処理においては、①デリバティブ取引が「ヘッジ取引」であるか、「その他の取引」（ヘッジ取引以外の取引）であるかによって区分し、さらに②「その他の取引」については、その取引が「組織された市場」で行われるものであるか、「店頭市場」で行われるものであるかによって区分するアプローチが採用されている。また、ヘッジ会計は、時価ヘッジ会計ではなく、繰延ヘッジ会計によっている。

② 取引がヘッジに適格であるためには、当該取引は①ヘッジ対象に影響を

及ぼす価値変動リスクの低下、⑥ヘッジ対象の特定化、⑦リスクの識別および⑧ヘッジ対象の価値変動とヘッジ手段の価値変動との相関の四つの規準すべてに適合しなければならない。したがって、これら四つのヘッジ規準に適合しない取引は、その他の取引とみなされる。

③ 各デリバティブ契約上の名目金額は、契約締結日においては、オフバランス契約にかかるものであるので、貸借対照表上、表示されないが、備忘記録として「契約」勘定に記入される。契約にかかる価値変動額は、それがヘッジ取引であるか、その他の取引であるかによって、異なる方法で処理される。

④ ヘッジ取引が組織された市場で行われる場合は、金融先物契約であるか、金利オプションであるかにかかわらず、ヘッジ手段の価値変動額は、勘定52「現金性金融商品」に記入され、次に、ヘッジ対象の残余期間にわたって、ヘッジ対象にかかる収益または費用の会計処理方法と対称的な方法によって、損益計算書に記載される。

ヘッジ対象が消滅するときは、消滅日までに勘定52「現金性金融商品」に記入されたヘッジ手段の価値変動額はすべて損益計算書に記載され、また、ヘッジ取引が終了していない場合にはこの取引にかかる後の変動額はその他の取引（ヘッジ取引以外の取引）として処理される。

ヘッジ対象が決算日に取得原価またはこれよりも時価が低い場合に時価で評価されるときは、勘定52「現金性金融商品」に記入されたヘッジ手段の価値変動累計額は減価引当金の算定から除外される（金融先物契約および金利オプション）。

⑤ ヘッジ取引が店頭市場で行われる場合は、組織された市場で行われるヘッジ取引と同一の会計処理が適用される（金利オプション）。したがって、ヘッジ取引の場合は、取引が組織された市場で行われるものであるか、店頭市場で行われるものかにかかわらず、会計処理は同一である。

⑥ ヘッジ取引以外の取引が組織された市場で行われる場合は、当該市場で

確証されるヘッジ手段の価値変動額は、損益計算書上、財務費用または財務収益として記載される（金融先物契約および金利オプション）。

- ⑦ ヘッジ取引以外の取引が店頭市場で行われる場合は、ヘッジ手段の価値変動額は、一時勘定として、未実現損失に対応する価値変動額については貸借対照表資産の部に、未実現利得に対応する価値変動額については貸借対照表負債の部に記載される。未実現利得は、当該事業年度の損益を構成しない。店頭取引全体について未実現損失が生じるときは、未実現損失に対して金融リスク・費用引当金が設定される（金利オプション）。

注

- 1) Plan comptable général 1999: Règlement n°99-03 du 29 avril 1999 du Comité de la réglementation comptable relatif à réécriture du plan comptable général, Annexe à l'arrêté du 23 juin 1999 portant homologation du règlement n°99-03 du Comité de la réglementation comptable, *Journal officiel de la République française*, Annexe au n°219, Lundi 20 et mardi 21 septembre 1999.

このPCGは、その後、次のCRC（Comité de la réglementation comptable、フランス会計規制委員会）規則（règlements）によって修正されている。

- ① Règlement n°99-08 du 24 novembre 1999 du Comité de la réglementation comptable modifiant les dispositions du plan comptable général relatives au traitement comptable des contrats à long terme, *Bulletin trimestriel du conseil national de la comptabilité*, n°121, 1999, pp. 55-58.
 - ② Règlement n°99-09 du 24 novembre 1999 du Comité de la réglementation comptable modifiant les dispositions du plan comptable général relatives à la mise en œuvre des changements de méthodes comptables, *Bulletin trimestriel du conseil national de la comptabilité*, n°121, 1999, p. 59.
 - ③ Règlement n°00-06 du 7 décembre 2000 du Comité de la réglementation comptable relatif aux passifs, *Bulletin trimestriel du conseil national de la comptabilité*, n°125, 2000, pp. 52-56.
- 2) CNC (Conseil national de la comptabilité), Document n°68, *Avis relatif à comptabilisation des options de taux d'intérêt*, CNC, Paris, 1987. この意見書は、Avis n°32として、CNC, *Études et documents*, Tome III, 1982-1988, Imprimerie nationale, Paris, 1990, pp. 51-52に収録されている。

- 3) CNC 意見書の性格については、Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Tourdjman, Catherine, *PCG : Refonte 1999*, Francis Lefebvre, Levallois, 1999, p. 81 を参照されたい。
- 4) CNC, Avis relatif à comptabilisation des opérations réalisées sur le marché à terme d'instruments financiers (MATIF), *Bulletin trimestriel du conseil national de la comptabilité*, Supplément au n°65, 1985. この意見書は、Avis n°29として、CNC, *Études et documents, op. cit.*, pp. 37-38 に収録されている。
- 5) Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Guyomard, Emmanuelle, *Mémento Comptable 2003*, 22^e éd., Francis Lefebvre, Levallois, 2002, n°2141-6, p. 696. Cf. Sentis, Patrick, *Comptabilité et fiscalité des instruments financiers à terme*, Economica, Paris, 1998, p. 24.
- 6) Cf. CNC, Avis n°29, *op. cit.*, p. 4 ; CNC, Avis n°32, *op. cit.*, p. 4.
- 7) Cf. Sentis, Patrick, *op. cit.*, pp. 14-15 ; Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Guyomard, Emmanuelle, *op. cit.*, n°2141-3, p. 695.
- 8) Cf. Sentis, Patrick, *op. cit.*, p. 14 ; Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Guyomard, Emmanuelle, *op. cit.*, n°2141-3, p. 695.
- 9) Sentis, Patrick, *op. cit.*, p. 15.
- 10) *Ibid.*
- 11) *Ibid.* ; Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Guyomard, Emmanuelle, *op. cit.*, n°2141-3, p. 695.
- 12) Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Guyomard, Emmanuelle, *op. cit.*, n°2141-6, pp. 697-698 ; Sentis, Patrick, *op. cit.*, pp. 24-25.
- 13) Sentis, Patrick, *op. cit.*, p. 21. Cf. Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Guyomard, Emmanuelle, *op. cit.*, n°2141-6, p. 697.
- 14) Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Guyomard, Emmanuelle, *op. cit.*, n°2143, p. 702, n°2146-1, p. 705 et n°2147-2, p. 708.
- 15) Sentis, Patrick, *op. cit.*, p. 11.
- 16) Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Guyomard, Emmanuelle, *op. cit.*, n°2143, p. 702 ; Sentis, Patrick, *op. cit.*, p. 78 et p. 87.
- 17) MATIF (パリ金融先物取引所) で行われる取引については、拙稿「フランスにおける金融先物取引の会計処理」松山大学論集, 14巻4号, 2002年10月, 231-250項を参照されたい。
- 18) オプション取引の場合は、オプションの売り手のみが当初証拠金の差し入れを要求され、当初証拠金および変動証拠金の差し入れまたは返還を記帳する (Cf. Sentis, Patrick, *op. cit.*, p. 75)。
- 19) Cf. CNC, Avis n°32, *op. cit.*, pp. 3-4 ; Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Guyomard, Emmanuelle, *op. cit.*, n°2143-1, pp. 702-703 ; Sentis, Patrick, *op. cit.*, pp. 78-81 ; Valantin, Jean-Claude, *Les nouveaux instruments financiers : comptabilisation et fiscalité*, Castelange Diffusion,

- Villennes-sur-Seine, 1991, pp. 107-119, pp. 126-129 et pp. 134-138.
- 20) この方法は、取引可能な資産および金融商品にのみ適用することができ、貸付または借入にかかる取引には適用することはできない (Valantin, Jean-Claude, *op. cit.*, p. 109)。
- 21) 前掲拙稿, 232-236 項。
- 22) MATIF で行われるヘッジ取引については、同稿, 232-246 項を参照されたい。
- 23) Sentis, Patrick, *op. cit.*, pp. 78-81. Cf. Valantin, Jean-Claude, *op. cit.*, pp. 134-138. なお、借入金にかかる利息の支払日を 7 月 1 日から 11 月 30 日に変更するとともに、取引終了日を N + 1 年 3 月 15 日から N + 1 年 2 月 28 日に変更し、借入残余期間を 3 年から 3 年 9 カ月に変更して再計算している。また、ヘッジ手段にかかる実現利得の配分計算においては、月割計算によっており、小数点第 1 位を四捨五入している。
- 24) Cf. Sentis, Patrick, *op. cit.*, pp. 74-75.
- 25) ヘッジ手段にかかる実現損益の配分方法としては、この方法が最も用いられているものであるが、この他に次の二つの方法がある (Sentis, Patrick, *op. cit.*, p. 24 et pp. 59-60)。
- ① ヘッジ対象にかかる機会原価 (*cout d'opportunité*, *gain d'opportunité*) と同額について、ヘッジ手段にかかる実現損益を計上する方法
- ② ヘッジ対象の残余期間にわたり記録すべき費用または収益の総額に対する当該事業年度の費用または収益の割合に応じて、ヘッジ手段にかかる実現損益を計上する方法
- ヘッジ手段にかかる実現損益の配分方法の具体的適用については, Sentis, Patrick, *op. cit.*, p. 24 et pp. 59-68 を参照されたい。
- 26) CNC, Avis n°32, *op. cit.*, p. 4.
- 27) Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Guyomard, Emmanuelle, *op. cit.*, n°2143-2, p. 703 ; Sentis, Patrick, *op. cit.*, p. 88 ; Valantin, Jean-Claude, *op. cit.*, p. 107.
- 28) Cf. CNC, Avis n°32, *op. cit.*, p. 3 ; Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Guyomard, Emmanuelle, *op. cit.*, n°2143-1, p. 702 ; Sentis, Patrick, *op. cit.*, p. 79 ; Valantin, Jean-Claude, *op. cit.*, pp. 107-109, pp. 119-123, p. 125 et pp. 130-133.
- 29) Cf. Valantin, Jean-Claude, *op. cit.*, p. 108, pp. 119-125 et pp. 130-133 ; Sentis, Patrick, *op. cit.*, pp. 74-77.
- 30) Cf. CNC, Avis n°32, *op. cit.*, p. 4 ; Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Guyomard, Emmanuelle, *op. cit.*, n°2143-2, p. 703 ; Sentis, Patrick, *op. cit.*, p. 88 ; Valantin, Jean-Claude, *op. cit.*, pp. 107-109, pp. 119-120, pp. 123-125 et p. 134.
- 31) Cf. Valantin, Jean-Claude, *op. cit.*, p. 108, pp. 119-120, pp. 123-124 et p. 134 ; Sentis, Patrick, *op. cit.*, pp. 106-107.